

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料の減免について

世帯の生計を主に維持している方が

**対象者  
1** 死亡または  
重篤な傷病を負った

**対象者  
2** 収入減少※が見込まれる

- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料

について減免となる可能性があります。

## ※収入減少の要件

### 新型コロナウイルス感染症の影響により

- ① 次のいずれかの収入が令和3年分よりも3割以上減少する（見込）  
 給与収入    事業収入（営業等、農業）    不動産収入    山林収入
- ② ①以外の令和3年分の合計所得が400万円以下
- ③ 令和3年分の合計所得金額が1,000万円以下

※介護保険料については①と②のみ。

※国や都道府県から支給される給付金（持続化給付金等）については、事業収入等の計算に含めません。

## <申請について>

**減免対象:** 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限の保険料

**申請期限:** 令和4年7月中旬から令和5年3月24日（金）

（後期高齢者医療保険料については令和5年3月31日（金）まで）

**申請方法:** 各課窓口または郵送での申請

**提出書類:** 詳細については、沖縄市のホームページまたは、下記までご連絡下さい。

対象者[1・2共通] 各課の申請書（ホームページにてダウンロード可能）

対象者[1]の場合 主たる生計維持者の診断書等

対象者[2]の場合 主たる生計維持者の令和4年1月～申請日の直近までの収入がわかるもの

※令和4年1月2日以降に転入された方は、令和3年中の収入の分かる書類

## <お問い合わせ> TEL:098-939-1212



国民健康保険課  
内線 2106、2108



後期高齢医療係  
内線 2101、2128



介護保険課  
内線 3146、3147